

日本英語表現学会研究部会立ち上げの手続き及び 研究部会への補助金に関する内規

1. 目的

研究部会を新たに立ち上げる際に、設立の手続きを明確化し、すべての会員に研究部会への参加の機会を提供すると同時に、研究部会の運営をサポートして、延いては学会全体の活性化へと繋げることを目的とする。

2. 研究部会の定義

補助金申請の権利を有する研究部会については、メンバーは5人以上とし、広義の英語表現に関する特定のテーマの下で、メンバーが継続的に合同で研究活動をすることを設立の要件とする。なおメンバーの8割以上は本学会会員であること。

3. 研究部会設立の手続きについて

研究部会を設立する手続きについては以下の2通りとする。

(1) 企画運営委員会で提案

必要に応じて企画運営委員会で研究部会の設立を提案、審議、決定する。

(2) 学会員有志による合同提案

学会員の有志が合同で企画運営委員会に申請し（所定の研究部会設立申請書を企画運営委員長宛てに提出）、企画運営委員会での審議、承認を経て設立する。

4. 研究会への補助金支給と上限額

各研究部会は、研究部会運営に必要な支出の一部を経費として企画運営委員会に申請することができる。上限金額は1研究部会につき年5万円とする。使途には、会議室賃料、資料コピー代、会員の交通費等が含まれる。なお、研究成果の出版費用への助成金については別途、企画運営委員会で検討する。

5. 補助金申請の手続きの流れ

全ての研究部会は10月末日までに企画運営委員長宛てに1年間の活動報告書（書式は任意）を提出する。補助金申請を行いたい研究部会は、上記の活動報告書に加え、所定の補助金申請書、及び申請の根拠となり得る領収書（またはそのコピー）類も併せて提出する。その後、企画運営委員会、役員会、総会の審議を経て、補助金が支給される。

6. 補足事項

本取決めは既に活動中の研究部会にも適用される。ただし、これらの研究部会が過去に支出した経費については、遡及的に適用することはできない。また、研究倫理に反していることが判明した場合、支給された補助金全額を学会に返還しなければならない。

付則 この内規は2025年12月6日に制定され、2026年1月1日より施行する。

以上

* 本内規は、2025年6月14日開催の合同役員会で承認され、2025年12月6日の合同役員会および総会で最終的に承認された。